改正後	改正前
（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等） **第八条**　［略］	（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用等） **第八条**　［同上］
第九十七条第一項第四号	第九十七条第一項第四号
［略］	［同上］
四　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号	預金通帳の記号番号
［略］	［同上］
四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨	預金口座の口座番号
［略］	［同上］
ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号	預金口座の口座番号
［略］	［同上］
（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用） **第十二条**　［略］	（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用） **第十二条**　［同上］
第百十四条の二十六第一項第八号	第百十四条の二十六第一項第八号
［略］	［同上］
八　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号	預金通帳の記号番号
［略］	［同上］
八　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実	預金口座の口座番号
［略］	［同上］